

熊本県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年（2025年）6月2日から令和7年（2025年）7月24日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県監査委員 小原雅之
同 竹中潮
同 松村秀逸
同 吉田孝平

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
県南広域本部 球磨地域振興局	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額の大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故等を防止するため、以下の取組みを実施している。 ・局議にて局職員の交通事故等の情報共有と注意喚起をするとともに、毎年人吉警察署員を講師とする交通事故の防止等に関する研修を実施。 ・局職員による交通安全メッセージについて、定期的(週1回)に庁内放送を実施。 ・局職員全員参加の無事故・無違反コンテストの実施。 ・交通安全運動期間中(4月6日～4月14日、9月21日～9月30日)、文書や庁内放送等により重点項目の周知。 ・局作成の「局職員の飲酒運転防止・安全運転のための取組み10力条」等を定め、局内各所に掲示。 ・出張前の出張者への安全運転の呼びかけ等により運転者の状況確認。 ・部課長会議(月2回)の資料等による交通違反及び事故事例を紹介、事故防止等の交通安全意識の職員への周知啓発。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項では是正又は改善がされていないもの